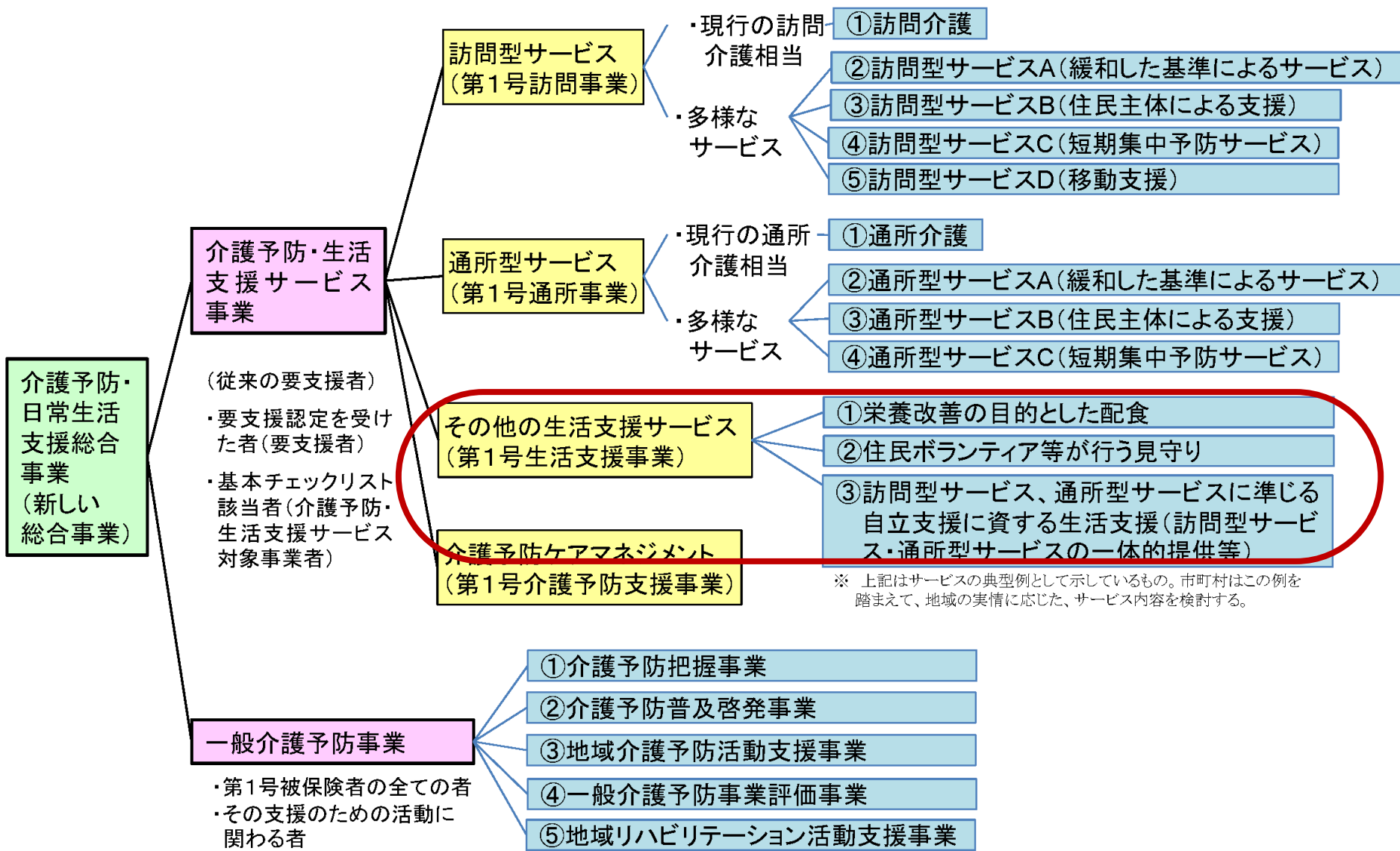


## その他の生活支援サービスについて

# 1 新しい総合事業の構成（国のガイドラインによる）



## 2 その他の生活支援サービスとは・・・

▶ 地域における自立した日常生活の支援のための事業であって、訪問型サービスや通所型サービスと一体的に行われる場合に効果があると認められるもの

### ① 配食

栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者に対する見守りとともに行う配食など

### ② 定期的な安否確認及び緊急時の対応

住民ボランティアなどが行う訪問による見守り

### ③ その他、訪問型サービス、通所型サービスに準じる生活支援であって、地域における自立した日常生活の支援に資するサービスとして市町村が定める生活支援

(訪問型サービス及び通所型サービスの一体的提供等)

### 3 高松市におけるその他の生活支援サービス

| 配食サービス      |   |
|-------------|---|
| サービス内容      | <p>○栄養改善を目的とするサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養バランスのとれた食事の提供</li> <li>・治療食の提供</li> </ul> <p>○一人暮らし高齢者などで見守りを兼ねる配食</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対面で渡すことで安否の確認</li> <li>・他者との交流</li> </ul>   |
| サービス提供の考え方  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・摂取カロリーが少ない、栄養の偏りが見られる</li> <li>・認知機能や下肢筋力、意欲の低下等により、調理に支障あり</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独居及び高齢者のみ世帯(近隣に家族等の支援者がいない)、同居家族が支援の必要な高齢者、障害者等の世帯</li> <li>・認知機能や下肢筋力、意欲の低下等により、外出に支障あり</li> <li>・閉じこもり傾向にあり、安否の確認がとりづらい</li> </ul> |
| 留意事項        | 食材料費などの実費は利用者負担   |
| サービス提供者(想定) | NPO、民間事業者、協同組合、社会福祉法人等  |
| 実施方法        | 事業者指定／委託／運営費補助／その他補助や助成   |
| 現行類似サービス    | 在宅福祉サービス(市社協事業)補助事業   |